

水土里ネット綾川総合だより



漏水写真(VP管)

発刊に寄せて.....	2
令和5年度一般会計収支決算の概要.....	3
令和7年度賦課基準について.....	4
賦課金に関するよくあるご質問.....	5
総務課からのお知らせ.....	6
県営施設の更新計画.....	7
水管理の徹底.....	8
配水計画の策定について.....	9
ホームページ開設のお知らせ.....	11
退職者の紹介.....	11
事務所の案内図.....	12

綾川総合土地改良区
理事長 白尾 道弘



初秋の候、組合員の皆様には益々ご清栄のことと、お喜び申し上げます。平素より当改良区の運営はもとより、事業の推進等にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて当改良区も歴史を重ねております。漏水事故の多発・組合員の高齢化や後継者問題等々、当改良区をとりまく情勢は大変厳しいものがあります。

さらに諸物価の高騰・世界情勢・自然災害・コメ問題等々どこを見ても明るい材料が見当たりません。

このようななかではありますが組合員の皆様の協力を得て役職員の英知を結集して乗り切っていくしか方法はございません。

「水」は有限です。節水に務め、地域農業をささえる「水」を農家の財産として先人達が努力と工夫で造り上げてきた歴史ある水利施設を次世代に継承し、素晴らしい「水田」と「畑」の里の風景を残していかなければなりません。今後とも長期的視点にたった経営基盤の強化に努めてまいります。

私共の改良区が行う施設の維持管理については組合員の皆様に納入頂く賦課金と国・県・市町の補助金で運営されております。組合員の皆様をはじめ関係行政団体に対して深く御礼を申し上げます。

最後になりますが、当改良区の運営につきましては、組合員第一のもと県下に誇れる改良区を目指して、役職員共々一丸となって取り組んでまいりますので、組合員の皆様の特段のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和5年度一般会計収支決算の概要

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1.土地改良事業収入	80,860,746	1.土地改良事業費支出	45,481,157
2.附帯事業収入	1,431,255	2.一般管理費支出	53,365,046
3.基本財産運用収入	109	3.土地改良事業負担金支出	8,373,000
4.特定資産運用収入	536	4.借入金返済支出	18,332,831
5.補助金等収入	21,560,630	5.支払利息	65,567
6.交付金収入	4,500,000	6.固定資産取得支出	1,159,400
7.業務委託料収入	0	7.基本財産積立支出	1,000,000
8.雑収入	4,109,310	8.特定資産積立支出	23,757,794
9.借入金収入	8,000,000		
10.基本財産取崩収入	0		
11.基本財産取崩収入	7,453,355		
12.前年度繰越金収入	66,503,571		
合 計	194,419,512	合 計	151,534,795

(収入) 194,419,512円 - (支出) 151,534,795円 = (翌年度繰越) 42,884,717円

※(繰越金内訳) 国営管理費 14,998,886円

県営管理費 26,957,296円(9地区合計)

無権原用地処理委託金 928,535円

繰越金は上半期運営費・事故に備えての積立金に充てられます。



令和7年度賦課基準について

令和7年度の賦課基準額は下表のとおりです。

経常賦課金			単位：1,000㎡当り/円		
地区名	種 目	経常賦課金	地区名	種 目	経常賦課金
深 年	普 通 畑	3,366	八木佐野	普 通 畑	2,766
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	3,008
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	-
	水 田	3,850		水 田	3,250
西 部※	普 通 畑	3,766	三 財 原	普 通 畑	3,281
	施設ハウス	4,008		施設ハウス	3,523
	防 霜 茶	4,068		防 霜 茶	3,583
	水 田	4,250		水 田	-
川 上 原	普 通 畑	3,566	長 園 原	普 通 畑	3,500
	施設ハウス	3,808		施設ハウス	3,742
	防 霜 茶	3,868		防 霜 茶	3,802
	水 田	4,050		水 田	-
岩 郷 原	普 通 畑	2,766	佐 土 原	普 通 畑	2,165
	施設ハウス	3,008		施設ハウス	2,407
	防 霜 茶	3,068		防 霜 茶	-
	水 田	-		水 田	2,649
薩 摩 原	普 通 畑	3,366	錦 原	普 通 畑	1,891
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	2,133
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	-
	水 田	3,850		水 田	-
六 野 原	普 通 畑	2,966	※西部地区とは、 須志田・飯盛・森永・宮原		
	施設ハウス	3,208			
	防 霜 茶	3,268			
	水 田	3,450			

特別賦課金		単位：1,000㎡当り/円	
事 業 名	地区名	特別賦課金	完了年度
国営綾川二期土地改良事業	綾 川	980	R. 7
基幹水利施設ストックマネジメント事業	西 部	1,170	R.14
	川上原	900	R.21
	三財原	350	R.21

賦課金に関するよくあるご質問

「農業用水を利用していない」「耕作をしていない」というような場合でも賦課金は支払わないといけないのですか？

綾川総合土地改良区の賦課金は水道のように使用量に応じて賦課されるものではなく、当改良区が管理している土地改良施設の維持管理に必要な経費を受益地内の農地につき地積割で賦課していますので、いかなる理由であれ、お支払いいただく必要があります。

賦課金を滞納するとどうなりますか？

期限内に納入がなかった場合、督促状の発行を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により、理事会で議決された組合員に対して財産の差し押さえ等の滞納処分を行うことになります。

賦課金を払わなくていいようにすることはできますか？

農地を所有(耕作)されている限りは賦課金を納めていただく義務があります。農地の転用をされる場合は、決済金をお支払いいただくことで地区除外をすることが可能です。

賦課金の通知書が複数送られてきますがなぜですか？

綾川総合土地改良区の受益地内には他の土地改良区がある地域があります。土地改良区によって管理している施設や行っている事業が異なるため、それぞれ必要な経費を賦課しています。

賦課金の滞納がある農地を購入した場合、滞納賦課金はどうなるのですか？

農地を異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されています。農地の売買や利用権設定をされる場合は、ご確認の上、契約等をするように注意してください。

総務課からのお知らせ

農地の売買や相続等により名義が変更になった場合は届出を

土地改良区受益地内の農地を売買や相続・贈与等した場合は、土地改良区へ届け出るよう、土地改良法で義務付けられております。**法務局・市町で手続きを行っただけでは、土地改良区の台帳は変更になりません。**

この届出がなされない場合には、**従前の所有者に賦課金の納付をお願いすることになり、トラブルの原因になりますので、必ず土地改良区へ届け出てください。**届出用紙は土地改良区にございますので、申し出てください。

農地転用と決済金の手続きについて

農地を農地以外(宅地・山林等)に転用する場合、または国・県・市町の公共事業(道路・水路等)に買収された場合には、必ず土地改良区に地区除外申請の手続きと農地転用決済金の納入が必要です。この手続きを怠ると、**賦課金の請求がいつまでも続くことになります。**ご注意ください。

施設ハウス・茶の新設および撤去については改良区へ届出を

賦課基準のとおり、綾川総合土地改良区では、普通畑・施設ハウス・防霜茶・水田と賦課単価に差をつけております。**施設ハウス・茶を新設もしくは撤去された場合は速やかに改良区までご連絡ください。**



賦課金納入は、口座振替で！

現在、組合員の約80%の方々が口座振替を利用して賦課金を納入頂いております。口座振替は便利で安全確実ですので、是非ご利用下さいますよう、お勧めします。詳しくは綾川総合土地改良区までお尋ね下さい。

(取扱金融機関)

宮崎銀行・宮崎太陽銀行・宮崎第一信用金庫・延岡信用金庫・高鍋信用金庫・宮崎県南部信用金庫・九州労働金庫(県内支店のみ)・宮崎県下農業協同組合・鹿児島銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・大分銀行・福岡銀行・南日本銀行・ゆうちょ銀行・九州信用漁業協同組合連合会

県営施設の更新計画

綾川地区は、国営綾川二期事業(H13～22)により、導水路及び幹線水路等を整備しました。

県営・団体営施設(S41～S58)で造成した水路や給水栓等の末端施設につきましては約50年を経過し、耐用年数40年を超えています。そのため老朽化による故障により用水の供給が困難な状況になっています。また、断水や補修費による維持管理費が増大していることから、

安定したかんがい用水を供給するには、施設の更新が必要になります。



漏水による被害状況

過去5ヶ年平均で漏水が年間213件発生、補修工事費用が年間35,293千円
そのため、補修工事による維持管理費が増加しています。

漏水状況(件数)



補修費(千円)



3 更新事業

県営・団体営施設の更新が必要です（水路及び弁類）

綾川地区の県営・団体営のパイプライン施設の総延長は260kmあります。

その中でも石綿管は老朽化による漏水事故がますます増えることが心配されます。

このため、早急な施設の更新整備が必要であり、理事会及び綾川地区施設運営協議会において、事業化に向けた協議を行っています。



石綿管の漏水状況



管水路の更新整備

水管理の徹底

(1)適正な水使用について

綾川かんがい用水は、水利権によって1日に使用できる取水量が定められています。**特に水田の稲作や、冬期の野菜洗浄等で使用する用水**は「適正な水管理」を徹底しましょう。

これらが守られず、水利権の日最大取水量を超過すると、場合によっては「綾川地区取水停止」になります。かんがい用水を使用する組合員が、次の**5ヵ条を遵守してください**。

水管理の徹底について（5ヵ条）

- ① 水田のかけ流しによるかん水の禁止（WC S 稲等の水管理徹底）
- ② 野菜洗浄・育苗用水使用後は必ず止水する（こまめな節水）
- ③ 凍結防止のホースかけ流しの禁止（保温素材の防寒対策）
- ④ 用水の目的外使用の禁止、畑の水稻作付の禁止（水利使用規則違反）
- ⑤ 水田の用水は3～10月まで（11月15日～2月末まで湛水防除も禁止）



(2)野菜洗浄・育苗用水の申請届出について

次回申請は「令和9年」です。

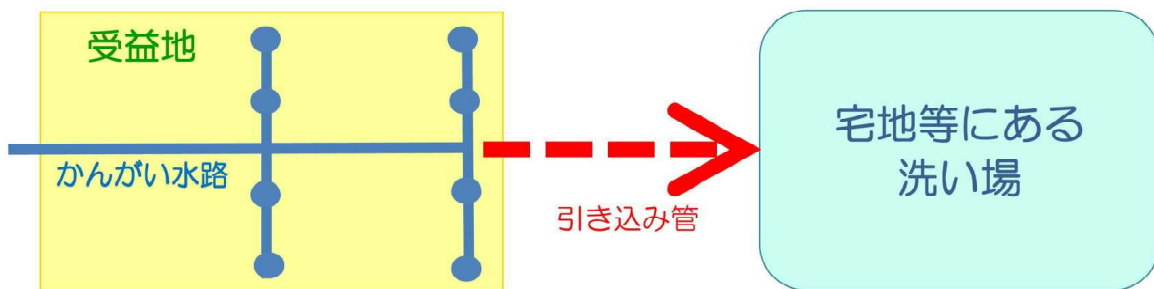
組合員が受益地以外の場所で野菜洗浄・育苗用水を使用するときには、「野菜洗浄・育苗用水使用申請」を土地改良区に提出しなければ使用できません。

申請につきましては、4年に一度、地元理事・総代・集落代表者が対象者に配付しますので、必要事項を記入し、用紙を各役員まで届けて下さい。

なお、新規の申請を希望される場合は地元理事もしくは土地改良区にご相談下さい。

また、使用を中止される場合には、土地改良区で「野菜洗浄・育苗用水使用取り止め届」の手続きをお願いします。

受益地以外での水使用とは？



※ 引き込み管は利用者の所有物です。配管や蛇口を破損した場合、利用者の責任で修繕して下さい。

配水計画の策定について

綾川総合土地改良区では適正な農業用水の管理・運営を行うため配水計画の策定を行いました。

綾川総合土地改良区 令和7年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口の位置)

第1条 取水口の位置は、宮崎県東諸県郡綾町大字入野5945-8とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

かんがい用水	期 間	3/1～5/10	5/11～7/31	8/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30	12/1～2/28	年間総水量(千m3) 28,710
	日最大水量(m3)	163,800	248,400	179,400	72,000	47,800	32,300	
	最大取水量(m3/s)	2.170	3.326	2.619	1.250	0.829	0.560	
雑 用 水	期 間	1/1～12/31						年間総水量(千m3) 200
	日最大水量(m3)	800						
	最大取水量(m3/s)	0.009						
かんがい用水 + 雑 用 水	期 間	3/1～5/10	5/11～7/31	8/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30	12/1～2/28	年間総水量(千m3) 28,900
	日最大水量(m3)	164,300	294,100	180,100	72,500	48,300	32,800	
	最大取水量(m3/s)	2.175	3.334	2.628	1.255	0.834	0.565	

第2章 利水調整に係る連絡先

第3条 利水調整に係る連絡先は別紙1のとおりとする。

第3章 その他

(関係機関)

第4条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙2のとおりとする。

(別紙1)

綾川総合土地改良区利水調整連絡先
利水調整担当者:管理課長 日高 達也
連絡先:0985－75－2424

(別紙2)

綾川総合土地改良区 関係機関

協議対象	意見聴取
佐土原町土地改良区(宮崎県宮崎市)	宮崎県
綾町土地改良区(宮崎県東諸県郡綾町)	国富町
	宮崎市
	西都市
	綾町
	宮崎中央農業協同組合
	西都農業協同組合
	綾町農業協同組合

ホームページ開設のお知らせ

当土地改良区では、情報提供の充実を図るため、新たにホームページを開設致しました。組合運営に関するお知らせや各種申請様式のダウンロードができるようになっておりますので、ご活用くださいますようお願い致します。

・アドレス <http://www.ayagawa-t.jp>

・QRコード



退職者の紹介



ひだか たつや
日高 達也(平成5年1月採用/33年勤務)

職名/管理課長

令和8年3月末をもって退職することになりました。組合員の皆様には在職中は大変お世話になり、ありがとうございました。



せき りょうすけ
関 亮 祐(平成27年8月採用/10年勤務)

職名/主任 所属/総務課 庶務会計係

令和7年8月18日をもって退職しました。組合員の皆様には在職中は大変お世話になり、ありがとうございました。



綾川総合土地改良区

〒880-1101

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053番地1

TEL/0985-75-2424

FAX/0985-75-3939

